

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和3年12月24日（金） 10：01～10：21

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸田文雄 内閣総理大臣
金子恭之 国務大臣（総務大臣）
古川禎久 国務大臣（法務大臣）
林芳正 国務大臣（外務大臣）
鈴木俊一 国務大臣（財務大臣，内閣府特命担当大臣）
末松信介 国務大臣（文部科学大臣）
後藤茂之 国務大臣（厚生労働大臣）
金子原二郎 国務大臣（農林水産大臣）
萩生田光一 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）
斉藤鉄夫 国務大臣（国土交通大臣）
山口 壯 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）
岸 信夫 国務大臣（防衛大臣）
松野博一 国務大臣（内閣官房長官）
牧島かれん 国務大臣（デジタル大臣，内閣府特命担当大臣）
西銘恒三郎 国務大臣（復興大臣，内閣府特命担当大臣）
二之湯 智 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）
野田聖子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
山際大志郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
小林鷹之 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
堀内詔子 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣）
若宮健嗣 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪席者：木原誠二 内閣官房副長官
磯崎仁彦 内閣官房副長官
栗生俊一 内閣官房副長官
近藤正春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 8件
- 国会提出案件 12件
- 政令 15件
- 人事 3件
- 配布 4件

いずれも，案件表のとおり，決定，了解等となった。

議事内容：

○松野国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、木原副長官から御説明申し上げます。

○木原内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組の一部変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、中東地域における平和と安定及び日本関係船舶の安全確保のために我が国独自の取組として行っている自衛隊による活動期間を令和4年11月19日まで延長する等の変更を行うものであります。

次に、社会保障制度関係2件について、御決定をお願いいたします。「全世代型社会保障構築本部の設置」については、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、令和4年1月1日に、内閣に同本部を設置するものであり、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律第15条及び第24条の政令で定める日を定める政令」は、社会保障制度改革推進本部等の設置期限を本年12月31日までとするものであります。

次に、「デジタル社会の形成に関する重点計画・情報システム整備計画・官民データ活用推進基本計画」について、御決定をお願いいたします。本件は、目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を示すものであり、決定の上は、官民データ活用推進基本法に基づき、国会に報告するものであります。本件につきましては、後程、デジタル大臣から御発言があります。

次に、「令和4年度一般会計歳入歳出概算」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、財務大臣から御発言があります。

次に、「令和4年度税制改正の大綱」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、財務大臣及び総務大臣から御発言があります。

次に、「日米地位協定」第2条に基づく、米軍使用施設・区域の共同使用等について、御決定をお願いいたします。今回の案件は、陸上自衛隊が水陸両用基本訓練課程を実施するため、沖縄県金武町の「金武ブルー・ビーチ訓練場」の一部土地等を共同使用するもの等、計3件であります。

次に、「令和4年度のF-35Aの取得方法の変更」について、御了解をお願いいたします。本件につきましては、後程、防衛大臣から御発言があります。

次に、「エジプト国」及び「タンザニア国」駐日特命全権大使の接受について、御決定をお願いいたします。本件は、27日、信任状捧呈の予定であります。

次に、「再犯防止推進白書」について、御決定をお願いいたします。本件は、再犯防止推進法に基づき、国会に提出するものであります。本件につきましては、後程、法務大臣から御発言があります。

次に、質問主意書に対する答弁書11件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、政令14件について、御決定をお願いいたします。まず、「公益通報者保護法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を令和4年6月1日とするものであり、「公益通報者保護法第19条の規定により消費者庁長官に委任されな

い権限を定める政令」並びに「同法別表第8号の法律を定める政令」及び「消費者庁組織令」の一部を改正する各政令は、同改正法の施行に伴い、内閣総理大臣の権限、公益通報の対象法律の追加等について、定めるものであります。

次に、「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を令和4年6月1日とするものであり、「同改正法の施行に伴う関係政令の整備政令」は、特定関係法人の範囲を定める等関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第2条第1項に規定する標準化対象事務を定める政令」は、住民の利便性の向上等のため、児童手当、戸籍等に関する業務を同対象事務として定めるものであります。

次に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令の一部を改正する政令」は、マンションの敷地分割に係る登記申請方式の特例等を定めるものであります。

次に、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を令和4年10月1日とするものであり、「同改正法の一部の施行に伴う関係政令の整備政令」は、後期高齢者医療の2割負担対象者に係る所得額の算定方法等を定めるものであります。

次に、「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を令和4年4月1日等とするものであり、「同改正法の施行に伴う関係政令の整備等政令」は、船員求人の申込みの不受理事由等の規定について定めるものであり、「内航海運業法施行令」は、海運業者から契約相手方へ交付する書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合における承諾を得る方法等について定めるものであります。

次に、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、捕獲、譲渡し等が禁止されている国内希少野生動植物種に、アブサンショウウオ等32種の動植物を追加する等の改正を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、外務省及び文部科学省人事といたしまして、お手元に配布しております資料のとおり承認することについて、御決定をお願いいたします。その主な内容は、外務省経済局長小野日子に大臣官房外務報道官を命じ、その後任に、大臣官房地球規模課題審議官小野啓一を充てるものであります。

次に、裁判官人事といたしまして、判事兼簡易裁判所判事に任命するもの外1件について、御決定をお願いいたします。

次に、今井賢一外721名の叙位、叙勲又は紺綬褒章等授与について、御決定をお願いいたします。なお、歌舞伎俳優中村吉右衛門、本名波野辰次郎を正四位に叙し、旭日重光章を授けるものがあります。

次に、配布資料といたしまして、「犯罪白書」、「消費者物価指数」及び「普通交付税再算定大綱」があります。後程、「犯罪白書」につきましては法務大臣から、「消費者物価指数」及び「普通交付税再算定大綱」につきましては総務大臣から御発言

があります。

○松野国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、牧島大臣。

○牧島国務大臣：「デジタル社会の実現に向けた重点計画」は、デジタル社会形成基本法、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び官民データ活用推進基本法の規定に基づき、デジタル社会の実現のための政府の施策を工程表とともに明らかにするものであり、デジタル庁発足後初めて策定するものです。本計画では、デジタルにより目指す社会の姿やデジタル社会の実現に向けての理念・原則を示すとともに、デジタル社会の実現に向けた戦略や施策として、①デジタル・規制・行政改革に通底する構造改革のためのデジタル原則を定め、全ての法令の適合性を確認する「デジタル社会の実現に向けた構造改革」、②デジタル原則の遵守やデータ基盤の活用等を前提に、各地域の社会的課題の解決などに向けた取組を支援する「デジタル田園都市国家構想の実現」、③ワクチン接種証明書のスマートフォンへの搭載、マイナンバーカードの普及・利用の推進などの「行政サービスのデジタル化」や、医療、教育、防災、こどもといった分野のデジタル化などの「暮らしのデジタル化」、等を盛り込んでおります。今後、本計画も踏まえ、政府として迅速かつ重点的に改革を推進してまいりますので、関係閣僚の皆様におかれましては、特段の御尽力・御協力をお願いいたします。

○松野国務大臣：次に、財務大臣。

○鈴木国務大臣：令和4年度予算の概算、令和4年度財政投融资計画及び令和4年度税制改正の大綱につきまして、私から大要を御説明いたします。最初に、令和4年度予算及び令和4年度財政投融资計画につきまして、御説明いたします。令和4年度予算は、令和3年度補正予算と一体として編成し、いわゆる「16ヶ月予算」の考え方のもと、新型コロナ対策に万全を期しつつ、「成長と分配の好循環」による「新しい資本主義」の実現を図るとともに、「骨太の方針2021」における令和4年度予算編成に向けた考え方に基づいて、新型コロナの状況を踏まえつつ、メリハリのついた予算としております。社会保障関係費につきましてその実質的な伸びを高齢化による増加分におさめるとともに、非社会保障関係費につきまして歳出改革の取組を継続するものとなっております。こうした結果として、一般歳出は6兆7千3億746億円となります。これに地方交付税交付金等1兆5千8億825億円及び国債費2兆4千3億393億円を加えた一般会計歳出の規模は、総額1兆7千5億9兆64億円となります。次に歳入のうち、租税及び印紙収入は6兆5千2億350億円、また、その他収入は、5兆4千3億54億円となります。以上の結果、公債の発行額は、3兆6千9億260億円となり、前年度当初予算と比べて、6兆6千7億10億円減少しております。また、令和4年度財政投融资計画につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への支援に引き続き万全を期すとともに、科学技術立国の実現、「デジタル田園都市国家構想」や経済安全保障の推進、防災・減災、国土強靱化等の分野に重点的に投融资を行うこととし、その所要額として、総額1兆8千8億855億円としております。続いて、令和4年度税制改正の大綱の概要につきまして御説明いたします。令和4年度税制改正におきましては、成長と分

配の好循環の実現に向けて、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置を抜本的に強化するとともに、スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションをさらに促進するための措置を講じます。また、カーボンニュートラルの実現に向けた観点等を踏まえ、住宅ローン控除等を見直します。以上御説明いたしました、令和4年度予算の概算及び令和4年度税制改正の大綱につきまして、御決定をいただきたいと思います。各位の御協力により作業を終えることができたことにつきまして、感謝の意を表します。

○松野国務大臣：次に、総務大臣から3件御発言がございます。

○金子（恭）国務大臣：まず、財務大臣から御発言がありましたが、私からも令和4年度税制改正の大綱の概要について御報告いたします。令和4年度税制改正においては、地方税関係においても、土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、激変緩和の観点から所要の措置を講じるなどの対応を行うこととしております。今後、この大綱に沿って、所要の法案を提出していくこととなりますので、引き続き、関係各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、本日、「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」が公布、施行されました。これに基づき、令和3年度普通交付税の再算定を行った結果、その総額は、当初決定額に比べて、1兆9,418億円の増となっております。

次に、本日、消費者物価指数を公表いたしました。その主なポイントは、次のとおりです。11月の消費者物価指数は、1年前に比べ0.6パーセントの上昇となりました。生鮮食品を除く指数は、1年前に比べ0.5パーセントの上昇と、3か月連続の上昇となりました。これは、ガソリンや電気代などの「エネルギー」が上昇したことによるものです。引き続き、エネルギー価格の状況もみながら、物価動向を注視してまいります。

○松野国務大臣：次に、二之湯大臣。

○二之湯国務大臣：令和4年度の機構・定員の審査結果について御報告します。今回の審査に当たっては、内閣の重要課題に確実に対応できる体制の整備を図るとともに、府省の枠を超えた機構・定員の再配置を積極的に推進しました。定員については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年度に引き続き、厚生労働省その他関係省庁の体制強化を行うとともに、経済安全保障の確保、分配戦略、カーボンニュートラル、こども政策等、内閣の重要課題の推進に必要な体制を整備するため、政府全体で純増としました。審査に当たりましては、格段の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

○松野国務大臣：次に、防衛大臣。

○岸国務大臣：「令和4年度のF-35Aの取得方法の変更について」について御説明申し上げます。令和4年度のF-35Aの取得については、令和3年度と同様に、国内企業が最終組立・検査を実施することが、完成機輸入に比べ、より安価な手段であると確認されたことから、取得方法を国内企業が参画した製造に変更するものです。つきましては、本件について御了解願います。

○松野国務大臣：次に，法務大臣から 2 件御発言がございます。

○古川国務大臣：まず，「令和 2 年度再犯の防止等に関する施策」，いわゆる令和 3 年版再犯防止推進白書は，平成 29 年 12 月に策定した再犯防止推進計画に掲げている 115 の施策に関し，主として令和 2 年度に政府が講じた取組を報告する内容となっています。政府においては，平成 24 年に，当時 20 パーセント程度で推移していた出所受刑者の 2 年以内再入率について，令和 3 年までに 16 パーセント以下にするとの目標を掲げたところ，直近の令和元年出所者では 15.7 パーセントと，目標を達成するに至りました。一方で，満期釈放者対策を始め，対応すべき課題も残されており，引き続き，関係府省庁と連携し，再犯防止推進計画に基づく施策を進めてまいります。

次に，令和 3 年版犯罪白書では，まず，我が国の最近の犯罪動向や犯罪者処遇の実情を統計資料に基づいて概観・分析しております。次に，特集では，「詐欺事犯者の実態と処遇」をテーマに，特殊詐欺を中心とした詐欺事犯の動向，詐欺事犯者の処遇の現状や再犯状況等を分析し，特殊詐欺撲滅に向けた取組や詐欺事犯者の処遇・再犯防止対策の在り方について考察を行いました。今後とも，犯罪に対し，厳正・的確に対応するとともに，犯罪者の改善更生・再犯防止のために，一層効果的な施策を推進して参る所存ですので，一層の御理解と御協力をお願いします。

○松野国務大臣：次に，外務大臣。

○林国務大臣：シリア及び周辺国における人道危機，並びに，エチオピア北部における国内避難民等に対する人道支援として，合計 4,135 万ドルの緊急無償資金協力を行うこととします。シリア並びにその周辺国のレバノン及びヨルダンでは，食料や水・衛生などの分野における支援を，エチオピアでは，食料や生活必需品などの分野における支援を行います。

○松野国務大臣：次に，文部科学大臣。

○末松国務大臣：日本私立学校振興・共済事業団理事長清家篤は，12月31日付けで任期満了となりますが，令和 4 年 1 月 1 日付けで再任いたしたいので，御了解願います。また，令和 4 年 4 月 1 日に設立する国立大学法人北海道国立大学機構の理事長となるべき者に，前学校法人慶應義塾理事長兼慶應義塾大学長長谷山彰を，国立大学法人奈良国立大学機構の理事長となるべき者に，学校法人トヨタ学園フェロー榊裕之を，12月24日付けでそれぞれ指名いたしたいので，御了解願います。

○松野国務大臣：次に，厚生労働大臣。

○後藤国務大臣：日本年金機構理事長水島藤一郎は，12月31日付けで任期満了となりますが，令和 4 年 1 月 1 日付けで再任いたしたいのでご了解願います。

○松野国務大臣：これを持ちまして，閣議を終了いたします。

引き続き，閣僚懇談会を開催いたします。私から「閣僚の給与の一部返納」について，申し上げます。国会議員の歳費，旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律が去る 20 日に成立したところです。これにより，令和 4 年 1 月から 7 月まで，国会議員の歳費月額が減額措置が行われることとなりました。国会議員から就任した大臣等の給与は，国会議員の歳費が減額された場合，その減額分が行政庁

から支給される制度となっております。そのため、今般の国会議員の歳費月額の減額措置が行われている間は、現在国庫に返納している額に加えて、歳費減額分に相当する額を国庫に返納することといたします。これにつきましては、「閣僚懇談会申合せ」といたしたいので、御了承をお願いいたします。

ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件 〔 令和 3 年 〕 (金)
12 月 24 日

◎ 一般案件

- 資料あり ○ 中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組の一部変更について（決定）
（内閣官房・外務・防衛省）
- 〃 ○ 全世代型社会保障構築本部の設置について
（決定） （内閣官房）
- 〃 ○ デジタル社会の形成に関する重点計画・情報システム整備計画・官民データ活用推進基本計画について（決定）
（デジタル庁）
- 〃 ○ 令和 4 年度一般会計歳入歳出概算について
（決定） （財務省）
- 〃 ○ 令和 4 年度税制改正の大綱について（決定）
（財務・総務省）
- 〃 ○ 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」第 2 条に基づく施設及び区域の共同使用，追加提供及び新規提供について（決定）
（防衛省）
- 〃 ○ 令和 4 年度の F-35A の取得方法の変更について（了解）
（内閣官房）
- 資料なし ☆ エジプト国特命全権大使モハメド・アブバクル・サレー・ファッターフ外 1 名の接受について
（決定） （外務省）

◎ 国会提出案件

- 資料あり ○ 「令和 2 年度再犯の防止等に関する施策」について（決定）
（法務省）
- 〃 ○ { 1. 衆議院議員山本太郎（れ新）提出竹中平蔵氏の度重なる政府会議委員起用に関する質問に対する答弁書について（決定）
（内閣官房）
- 〃 ○ { 1. 衆議院議員櫻井周（立民）提出特許出願の非公開制度の導入に関する質問に対する答弁書について（決定）
（同上）

1. 衆議院議員櫻井周（立民）提出海底ケーブルの脆弱性に関する質問に対する答弁書について（決定）（総務省）
1. 参議院議員浜田聡（みん）提出放送受信料の支払を延滞した場合の延滞利息が日本放送協会からの請求書に計上されていないことに関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員早稲田ゆき（立民）提出新型コロナウイルス感染症の予防・封じ込め・治療に関わる知的財産権の一部の保護を一時的に免除することに関する質問に対する答弁書について（決定）（外務省）
1. 衆議院議員早稲田ゆき（立民）提出オミクロン株出現を受けた水際対策に関する質問に対する答弁書について（決定）（厚生労働省）
1. 衆議院議員山本太郎（れ新）提出発熱者及び新型コロナウイルス感染者等の移動手段に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員松原仁（立民）提出ハンドサインの普及促進に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 参議院議員浜田聡（みん）提出プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行に伴う各市区町村の廃棄物処理費用に関する質問に対する答弁書について（決定）（環境省）
1. 衆議院議員山崎誠（立民）提出中国電力島根原発に関する質問に対する答弁書について（決定）（原子力規制委員会）

1. 衆議院議員逢坂誠二（立民）提出英国およびフランスに保管されている日本が保有するプルトニウムの保障措置状況に関する質問に対する答弁書について（決定）

（原子力規制委員会）

◎政 令

資料あり

- 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律第15条及び第24条の政令で定める日を定める政令（決定）（内閣官房）
- 〃 ○公益通報者保護法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（消費者庁）
- 〃 ○公益通報者保護法第19条の規定により消費者庁長官に委任されない権限を定める政令（決定）（同上）
- 〃 ○公益通報者保護法別表第8号の法律を定める政令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○消費者庁組織令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（消費者庁・経済産業省）
- 〃 ○消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（決定）（同上）
- 〃 ○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第2条第1項に規定する標準化対象事務を定める政令（決定）（総務省・デジタル庁）
- 〃 ○マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令の一部を改正する政令（決定）（法務省）

資料あり

- 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）（厚生労働省）
- 〃 ○全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（決定）（厚生労働・財務省）
- 〃 ○海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（国土交通省）
- 〃 ○海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（決定）（同上）
- 〃 ○内航海運業法施行令（決定）（同上）
- 〃 ○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（環境省）

◎人 事

資料あり

○各府省幹部職員の任免につき，内閣の承認を得ることについて（決定）

資料なし

☆今岡育子外165名を判事兼簡易裁判所判事等に任命することについて（決定）

資料あり

☆一橋大学名誉教授今井賢一外721名の叙位，叙勲又は紺綬褒章等授与について（決定）

◎配 布

☆令和3年版犯罪白書（法務省）

☆消費者物価指数（総務省）

☆令和3年度普通交付税再算定大綱（同上）

☆月例経済報告（内閣府本府）

[○署名あり ☆署名なし]